

「児童向け教材動画・広報動画作成業務委託」
業務説明資料

1 業務目的

児童生徒や保護者をはじめ、市民の方の議会への理解を深めてもらうため、児童向け教材動画及び広報動画を作成する。

2 業務内容

前項の目的を意識した児童向け教材動画及び広報動画を作成する。

(1) 制作物・動画の種類

ア 児童向け教材動画

1 項目あたり 2～3 分程度×4 項目（音有（横型））

イ 広報動画

3 分程度（音有・音無）

15 秒程度（音有（横型）・音無（デジタルサイネージ用縦型））

(2) 児童向け教材動画

学習指導要領を踏まえ、「地方公共団体の政治」に関する教材として授業や家庭等で活用してもらうことで、政治への理解を深め、横浜市会への関心を高める動画を作成する。

ア 主なターゲット

小学校 6 年生

イ 使用場面

学校での授業、自宅での学習、議事堂見学での視聴

ウ 使用期間

10 年程度

エ 配信方法

WEB（※）で動画公開（ストリーミング再生及びダウンロード）

※ YouTube を想定しているが、授業で使用する際に通信が安定しない場合もあり、ダウンロードできる形式も必要。

オ 項目ごとの内容・構成（各項目のタイトルは仮）

(ア) 項目 1：地域の施設ができるまで

- ・教科書に沿って、市民の要望や地域の課題から、政策が実行されるまでの流れを説明する。
- ・事例については、受託者と充分協議の上、決める。（事例は、横浜市の実例が望ましい。ただし、施設の個別名称・所在地等は特定しない表現とする。事例として施設整備を挙げる場合は、学校や公園など児童にとって馴染みのあるものにする。児童にとって身近であれば、事業を事例としてもよい。）
- ・本会議で議決される様子を入れる。
- ・全体の流れがわかるような図解を入れる。
- ・この項目では、「市民生活に関わる身近なことも、議会で話し合っって決まる」ことを伝える。

(イ) 項目 2：議会って何をするとところ？

- ・項目 1 において一連の流れで説明した内容を、整理して説明する。
- ・議会の役割、市長と議会の関係（二元代表制）、予算や条例などについて説明する。
- ・図解を入れる。
- ・この項目では、「限られた予算の中で、さまざまな政策を実行するために、市民の代表として話し合っているのが議会である」ことを伝える。

(ウ) 項目 3：議員と選挙

- ・議会を構成する議員の仕事や、議員を選ぶ選挙について、説明する。
- ・議員の仕事としては、議会での話し合い・決定、そのための勉強、住民の相談・要望のヒアリング、議会活動の報告、国などへの要望提出、政策立案などを説明する。
- ・選挙については、議員がどのように選ばれるのか、選挙権、投票率の変化や年齢によるちがいを説明する（主権者教育）。
- ・図解やグラフを入れる。
- ・この項目では、「市民は選挙を通して、自分たちの代表を選ぶことで、市の仕事の進め方を決めている。自分たちの代表は自分の手で選ぼう。」というメッセージを伝える。

(エ) 項目 4：請願・陳情・傍聴

- ・選挙以外で議会と関わる方法を紹介し、知ってもらう。
- ・請願・陳情の説明部分では、パブリックコメントについても紹介する。
- ・図解を入れる。
- ・傍聴の説明部分では、本会議場の紹介をし、親子傍聴室など多様性に配慮した部分も紹介する。また、インターネット中継も紹介する。
- ・この項目では、「議会は開かれている。ぜひ一度来てみてほしい。」というメッセージを伝える。

カ その他作成にあたって踏まえる事項

(ア) 児童にとって親しみやすい演出をすること。

親しみやすい演出のために、キャラクターを登場させてもよいが、横浜市会のキャラクターであるという印象を与えないようにすること。

(イ) 説明部分では、イラスト・アニメーション・モーショングラフィックスなどを活用して、わかりやすい図解を入れること。

(ウ) 教材動画の項目ごとのシナリオ骨子は議会局で作成するが、目的に沿ったより良い動画とするための提案をし、最終原稿を作成すること。

(エ) 実際の本会議の様子などの撮影と、事例で使用する素材を撮影するために必要な収録日を確保すること。

(オ) 学習指導要領に則っていること。

(カ) 児童にとってわかりやすく、興味を持って、飽きずに視聴できる動画を作成すること。

また、ポップで明るく楽しく親しみやすいトーンとすること。

(キ) 授業で使用することを踏まえて作成すること。

(ク) 教科書は他の自治体の事例のため、横浜市会議事堂の外観や本会議場の映像を使用して、横浜らしさを感じられるものにする。

(ケ) 横浜市会議事堂に行ってみたいと思える動画にすること。

- (コ) 本会議の様子は全体を引きで撮影するなどして、4年ごとの改選や議長交代に影響されない表現方法とすること。
- (サ) 動画作成にあたっては、多様性に配慮すること。
- (シ) 4つの動画は、1つずつ使用することと、連続して使用することを想定して作成すること。

キ 参考

- (ア) 現行の教材動画、ナレーション原稿 (URL)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/shikumi/sonota/kyouzai.html>
- (イ) 沖縄県議会紹介映像
<https://www.pref.okinawa.jp/site/gikai/syokaieizou.html>
- (ウ) 東京都議会キッズページ
<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/kids/movie.html>
- (エ) 教科書「小学社会6 (発行: 教育出版株式会社)」
- (オ) 副読本「わたしたちの横浜 横浜市立小学校用副読本 2021年度版 (発行: 横浜市教育委員会)」

(3) 広報動画

児童向け教材動画の内容をコンパクトにまとめ、教材動画を紹介するとともに、横浜市会への興味や関心を高めるきっかけとなるフック素材となる動画を作成する。

ア 主なターゲット

- ・ 児童生徒の保護者で、子どもの学習内容に関心があり、SNSで動画等を視聴することに慣れている世代。社会の動きや仕組みに興味・関心のある市民。
- ・ 作成した教材動画を活用していただく学校関係者。

イ 使用場面

(ア) 3分程度の動画

幅広い年齢層に市会に興味や関心を持ってもらうきっかけの1つとして活用。
 校長会等での周知、WEB (YouTube) での周知

(イ) 15秒程度の動画

SNSでの拡散用、庁内デジタルサイネージでの利用を想定。
 横浜市会 Twitter、フェイスブック、市庁舎デジタルサイネージ

ウ 使用期間

2～3年程度

エ 配信方法

- ・ SNSへの掲載
- ・ WEB (YouTube) 上での動画公開、教材動画と同じようにダウンロードできるような形式で。

オ 内容・構成

(ア) 3分程度の動画

- ・ 教材動画の象徴的なシーンを切り出し、再編集する。
- ・ 正副議長をはじめ市会議員が出演し、この動画の見どころの紹介や市会の傍聴を呼びかける等、市会から市民へのウェルカム感が伝わるものとする。

- ・出演する市議員は撮影等に不慣れなため、撮影時に出演者に過度な負担が出ない演出とすること。
- ・表現は堅くなり過ぎないものとし、ラストまで見飽きない内容とする。
- ・映画の宣伝動画のようなイメージで、本編を見てみたくなるようなモーショングラフィックスやアニメーションを活用し、ワクワク感を出す（教材動画のテイストから離れ過ぎない程度に軽い内容）。
- ・一市民である市議員が出ることで、視聴者が身近にいる市民が出ているという人間味や温かさを感じられる演出にする。

(イ) 15 秒程度の動画

- ・教材動画及び3分の広報動画の象徴的シーンを切り出して15秒に再編集する。
- ・シンプルに伝える。
- ・テンポよくシーンを切り替えサウンドもアップテンポのものを利用する。

カ その他作成にあたって踏まえる事項

- ・教材動画の内容及び正副議長や広報委員が出て動画説明するシーンは実写とすること。
- ・視聴者に分かりやすく伝えるためにモーショングラフィックスやテロップなども利用すること。
- ・あくまでも教材動画の拡散・周知用の動画のため教材動画の内容を踏まえたものとする。
- ・実際の議員を使って撮影を行うため、収録日を2日は確保すること。
- ・15秒、3分の短い動画であっても見飽きない内容にすること。
また、ポップで明るく楽しく親しみやすいトーンとすること。
- ・音楽は、アップテンポでワクワクするような曲とすること。
- ・ターゲットは大人のため、教材動画の表現（子ども向け）に引きずられず、教材動画や横浜市会のホームページを見たくくなるような内容とすること。
- ・横浜市会へのウェルカム感を感じる内容とすること。

キ 参考：横浜市会広報動画（URL）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/koho/syokaidouga.html>

(4) 共通

ア 制作物の規格等

(ア) 規格は下表の通りとする。

| 設定項目 | 児童向け教材 | 広報動画 (3分及び15秒横型) | 広報動画 (15秒縦型・デジタルサイネージ用) |
|------|---------------|---------------------|----------------------------|
| 動画尺 | 120秒～180秒程度 | 180秒程度、15秒 | 15秒 |
| テロップ | 有（漢字にはルビを） | 有 | 有 |
| 音楽 | 有 | 3分（有と無）、 15秒横（有） | 無 |
| 解像度 | 1920×1080ピクセル | 1920×1080ピクセル | 1080×1920ピクセル |
| 拡張子 | .mp4（※） | .mp4 | .mp4 |

| | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| アスペクト比 | 16:9 | 16:9 | 9:16 ※ピクセルアスペクト比は1:1 サイズは横 604 mm×縦 1073 mm |
| 映像エンコード ビットレート | - | - | CRB(固定ビットレート) 8 Mbps を最大値とする。 |
| プロファイルレ ベル | Baseline@4.0 に準ず る | Baseline@4.0 に準ず る | Baseline@4.0 |
| フレームレート | 29.97 | 29.97 | 29.97 |
| 音声サンプリ ングレート | 48KHz | 48KHz | 48KHz |
| オーディオビッ トレート | 96kbps | 96kbps | 96kbps |

※ 横浜市立学校で使用している端末で再生できること（小学校では iPad、中学校では Chromebook を使用している）。

- (イ) 動画にテキストを組み込む場合は、漢字にふりがなを併記とすること。
- (ウ) 音楽素材の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源を使用する等、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用すること。尚、音響不搭載の機材で使用することも想定し、音楽がなくても印象に残るような内容とすること。
- (エ) 出演者等を起用する場合は、肖像権その他法的な問題が発生しないものを使用することとし、権利処理等の手続きについては受託者がすべて行うこと。

イ 事前準備等

動画制作前に、動画の方向性やイメージが分かる「絵コンテ」に類する資料を横浜市へ提出し、合意を得ること。

ウ 想定スケジュール

- 11月中旬～12月 方向性・イメージ合意（絵コンテ等提出）
- 12月～1月 撮影・編集 ※定例会 12月頃開催（撮影タイミング）
- 2月上旬 初校提出
- 2月上旬～ 協議・修正
- 2月末 第二校提出
- 3月～ 試写、再協議・修正
- 3月末 完成成果物納品

※ 動画の編集チェックは仮編集2回、最終チェック1回まで。

エ 留意事項

- (ア) 動画制作にあたり、タレントやモデルを起用することは構わないが、その場合の宿泊費や交通費を含む起用に関する全ての経費を委託料の中に見込むこと。

- (イ)制作する動画の方針、内容は委託者と充分協議し決定するものとし、委託者が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。
- (ウ)動画制作前に、スケジュール、工程表を委託者へ共有し合意を得ること。その際、ツール納品までの制作過程で、委託者が動画内容の確認および修正が実施可能な十分な期間および確認回数を設けること。またその内容を遵守すること。
- (エ)撮影をする場合は横浜市内で撮影を行うこと。撮影、取材に係る相手方との調整は、委託者に共有の上、受託者が行うこと。また、撮影にあたり許認可等が必要な場合には、あらかじめ委託者へ共有したうえで必要な手続きを実施すること。
- (オ)特別な事情により、委託者が修正や変更を求めた場合は、履行期限までの期間中で反映すること。
- (カ)感染症流行等による緊急事態宣言の発令等の不測の事態が発生した場合は、委託者受託者双方協議の上、期限の変更等の可能性がある。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 納品物および納品期限

(1) 動画データ

納品期限：令和4年3月31日

納品物：

編集可能なデータを格納した DVD-R を4部

完成データを DVD-video 形式で格納した DVD-R を8部

※完成データを格納した DVD-R は、以下の2種類を4部ずつとする。

- ・教材動画の4項目を順番に1つにまとめ、DVDプレーヤーでそのまま再生できるファイルを格納したもの
- ・教材動画の項目ごとファイルと、広報動画の各ファイルを格納したもの

WEBサイト掲載及びパソコン再生が可能なフォーマットの動画データとすること。

また、横浜市がクリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンスの CC BY 表示（作品のクレジットを表示すること）の下で提供できる形式とすること。

(2) 実施報告書（委託完了届出書）

納品期限：令和4年3月31日

納品物：原本とコピー1部を納品。

5 納品場所

議会局市会事務局政策調査課、秘書広報課

（横浜市中区本町 6-50-10）

6 履行の完了

4で記載する納品物すべての納品をもって履行完了とする。

7 特記事項

- (1) 本件の成果物に対する著作権等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとする。なお、成果物に関しては横浜市が2次利用することを妨げない。
さらに、成果物は、横浜市がクリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンスの CC BY 表示（作品のクレジットを表示すること）の下で提供できるものとする。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 映像撮影等で、機材の故障、破損、紛失、撮影場所の汚損等の事故が生じた場合、受託者の負担において修理等を行うものとする。
- (5) シナリオ、映像の作成過程で、委託者との打合せにより、内容が変更になる可能性があるが、柔軟に対応すること。
- (6) 委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により横浜市の承諾を得ること。
- (7) 契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

8 担当者

[全般・教材動画]

横浜市議会事務局市会事務部政策調査課 大杉、須山、辻

TEL : 0 4 5 - 6 7 1 - 3 0 4 7

E-mail : gi-seisakuchosa@city.yokohama.jp

[広報動画]

横浜市議会事務局市会事務部秘書広報課 橋本、伊藤

TEL : 0 4 5 - 6 7 1 - 3 0 4 0

E-mail : gi-kouhou@city.yokohama.jp